主 文

本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。

## 事 実

控訴人は、「原判決を取消す。被控訴人らの申請を却下する。訴訟費用は第一、 二審とも被控訴人らの負担とする。」との判決を求め、被控訴人らは、主文一項同 旨の判決を求めた。

当事者双方の主張および立証の関係は、左に附加する外、原判決事実摘示のとおり、(但し、原判決八丁裏八行目「八月二一日」を「八月二日」と改め、一〇丁表四行目「大決定」を「大会決定」と補正し、また原判決添付別表中、a、b及びcの三名を削除し、d、e、f、g及びhの五名については上記当事者欄表示のとおり各その姓を改める)であるから、これを引用する。(立証省略)

## 理 由

一、控訴人が航空運輸業を目的とし、フランス国法により設立せられた外国会社であること、被控訴人らが原判決添付別表のとおりそれぞれ昭和三九年四月二七日から同四七年一一月二〇日の間に控訴人と雇用契約を締結した日本人スチュワーにであること、しかして右雇用契約は期間の定めのないものであり、又同契約には「雇用地は東京、配属先は控訴人日本支社」(以下これを東京ベースともいては「雇用地は東京、配属先は控訴人の大きに対し、昭和四八年一〇月三一日付の書面により、同年一二月三一日をもつて右契約を終了させる旨の解雇予告のの表示をなすと共に、同書面により、昭和四九年一月二〇日としたこと、被控訴人らが右期限までに承諾の回答を明和四八年一一月二〇日としたこと、被控訴人らが右期限までに承諾の回答をした。

二、右によると、控訴人の為した解雇予告の意思表示は昭和四八年一二月三一日の経過と共に一応その効力を生ずることとなるのであるが、右各争のない事実からすでに看取されるように、本件解雇予告の意思表示は、通常のそれと異なり、被控訴人らにおいて控訴人の提示した新契約に応ずるときは雇用関係が実質的に継続するとの性格を有するものであり、換言すれば、右解雇予告の意思表示は、控訴人の採ったパリ移籍の方針に対し、被控訴人らがこれに従わないことを実質的な理由として為されたことを窺うに充分であるから、以下この観点より本件の事実関係を検討することとする。 まず、控訴人が本件パリ移籍の方針を採るに至つた経緯とその理由をみるに、各

まず、控訴人が本件パリ移籍の方針を採るに至つた経緯とその理由をみるに、各成立に争のない乙第三、第四号証、同第二二号証の一、同第三二号証の一ないし八、並びに当審証人 i 及び同 j の各証言を総合すると、次の事実を認めることができ、反証は存しない。

た各支社の組分けに従つて航空機に搭乗し、機内においてはフランス人スチュワーデスと同じくパーサー等の監督下に置かれるのであるが、しかしその職務内容は、 正規職員たるフランス人スチュワーデスの補助的仕事をするにとどまつていた。

ところが、その後国際路線の発展拡充に伴い、外国人スチュワーデスの採用数も増加し、昭和四八年一二月現在においては、控訴人客室乗務員(パーサー、スチュワーデス)総数約四、〇〇〇名中、計約一〇名(うち日至の二名)となり、又その職務内容も正規職員と同内容の仕事を要請せられるに至り、一方SNPNCも亦、同組織が労働争議に突入した場合など外国人スチュワーデスに一方SNPNCも亦、同組織が労働争議に突入した場合など外国人スチュワーデスに力いてもSNPNCもが正規職員と同等の職務を行うことにより結果的にスト破りと同一事態を招のの正規を認めるのを得策とし、そのためには外国人スチュワーデス全員におりの適用を認めるのを得策とし、そのためには外国人スチュワーデス全員によりの適用を認めるのを得策とし、そのためには外国人スチュワーデス全員にといり、第を実現することが必要であるとして、約一五年位前からこれを繰り返し、遂に右実現のためにはストライキをも辞さぬとの強硬な態度をとるに至った。

結局、控訴人がパリ移籍の方針を採つた理由としては、労務管理及び運航管理上の叙上の如き情勢の変化に対応し、一方SNPNCとのトラブルを防止すると共に、他方増加し且つ高度化した外国人スチュワーデスをフランス人スチュワーデスと同じに直接本社において集中的統一的に管理し、その労働条件を均質化し、併せて国際路線運航の円滑効率化の実を挙げることを期し、そのためにこれらを実現する手段としてはパリ移籍のみが唯一の方法であるとの認識を有したことに由るものと認められる。

三、次にパリ移籍に関し、その内容、即ちこれが実現をみた場合の勤務状態や労働条件の如何をみるに、各成立に争のない乙第一、第二号証、同第一六号証の一ないし九、同第一九、第二〇号証、同第二二号証の一、同第二五、第二六号証、弁論の全趣旨により成立を認め得る甲第一二号証、並びに当審証人 i 及び同 k の各証言を総合すると、次の事実を認めることができ、反証は存しない。

(一) 前叙のように昭和四九年一月一日以降、雇用地をパリ、配属先を本社とするいわゆるパリベースの新契約に移行するとすると、このためには住居をパリに移すことを要し、又勤務も東京発・東京帰着からパリ発・パリ帰着の如くパリ中心のローテーションとなる。但し日本人スチュワーデスの場合、その搭乗路線としては従来どおり主にパリー東京間路線が予定されており、スチュワーデスという職業の特性上、時間的な意味での東京滞在日数に大差はない。

(二) パリ移籍に伴い、当然SNPNCへの加入が考えられるから、その結果、フランス国労働法、SNPNC労働協約等の適用を受けることとなる。具体的には、

- 1 賃金が現在より増額し、昇給率も高く、且つパリ・東京間の出張旅費が二倍に なる。
- 2 有給休暇の日数及び休息の時間が多くなる。
- 3 身分が正規職員となり、種々の資格取得や昇進等の途が開かれる。
- 4 定年が延長されるうえ、年金の支給がある。

四、最後に、パリ移籍の件に関する控訴人と被控訴人らとの交渉の経過をみるに、各成立に争のない甲第三ないし第五号証、同第一五号証、乙第二二号証の一ないし三、弁論の全趣旨により成立の認められる甲第一四号証、並びに原審証人 I 、同m、当審証人 I (一部)及び同k(一部)の各証言を総合すると、次の事実を認めることができる。

(一) 控訴人との直接交渉前、SNPNCから日本人労組に対しパリ移籍協力方についての説得があつたが、同労組の了承するところとならなかつた(従つて、控訴人が交渉に入る頃にはSNPNCと日本人労組との間に原則的了解が成立していたとする控訴人の主張は採り得ない。)。

(二) 昭和四八年六月一四、一五日に開かれた春斗要求の団体交渉の席上、控訴人から初めてパリ移籍の方針が明示されたが、具体的協議には至らなかつた(なお右の席にはSNPNCの書記長が同席していた)。

(三) 同年六月二一日控訴人と日本人労組との間に春斗の妥結に伴う新労働協約 が締結されたが、その末尾に「パリ移籍については、日本人労組との協議を経て最 終的に決定される。」旨の特別条項が設けられた。

(四) しかるに控訴人は、日本人労組との協議が未だ終了していない(むしろ未だ行われていないに等しい)にもかかわらず、SNPNCとの間に同年八月二日、パリ移籍に関する新労働協約を締結した。

(なお、右と前後して、ドイツ及びブラジルのスチュワーデス全員並びに日本のスチュワーデス数名がパリ移籍を承諾した)。 (五) 同年八月二八日より三〇日にかけてパリ移籍に関する団交がもたれたが、

(五) 同年八月二八日より三〇日にかけてパリ移籍に関する団交がもたれたが、 控訴人側の説明は簡単で且つ具体性に乏しく、むしろ右八月二日の本社決定を伝達 するとの色彩の濃いものであつた。

(六) 同年九月一二日から三日間重ねてパリ移籍に関する団交が行われたが、控訴人側の説明はかなり詳細且つ具体的にはなつたものの、それはパリ移籍を既定の事実としたうえでの各種条件等の説明的傾向が強く、且つ日本人労組側の「九月二一日の大会決定まで最終意見を留保したい。」旨の表明に対する控訴人側の態度には明確を欠くものがあつた。

(七) 日本人労組は同年九月二一日の大会でパリ移籍の拒否を決定し、同月二五日控訴人側にこれを通告したが、控訴人は同年一〇月二五日パリ移籍強行の方針を示したうえ、同月三一日付で本件解雇予告の意思表示を為すに至つた。

示したうえ、同月三一日付で本件解雇予告の意思表示を為すに至った。 右のように認めることができ、当審証人 i 及び同kの各証言中右認定に抵触する 部分は、前掲各証拠と対比して採用することができない。

五、以上のように認定できるところ、控訴人と被控訴人らとの上記雇用契約において、その成立及び効力に関し日本国法に準拠する旨の合意の存することは当事者間に争がないから、控訴人は、わが民法六二七条及び労働基準法二〇条により、一応予告解雇を為す権利を有するものというべきである。

しかし、上来判示の事実関係によれば、控訴人の為した本件解雇予告の意思表示は、契約関係を完全に終了せしめる通常のそれとは異り、もし被控訴人らにおいて新契約の締結に応ずるときは、旧契約の終了と同時に直ちに新契約に移行することを前提とするものであり、しかも前認定のとおり、右両契約は、その雇用地及び配属先を異にする点以外は、その勤務内容等において本質的な意味での差異はなく、右両者間の決定的な相違点は結局するところ、被控訴人らのベースが東京かパリかという一点に帰着するものとみるのが相当である。

してみると、これを実質的に考察するときは、本件解雇予告の意思表示は、恰もパリへの配置転換命令に対する承諾を解除条件とする解雇予告のそれに等しく、換言すれば、右命令に応じないことに因る予告解雇と同一に論ずるのを相当とするものである(控訴人は、本件解雇はいわゆる一部事業閉鎖に基くものであると主張するが、前に認定したところによれば、控訴人のいう外国ベースの廃止は、当該外国支社自体ないし当該国際路線の廃止閉鎖を伴うものでなく、控訴人の事業の重要部分には何らの変更をも来たさないものであるから、右をもつて事業の一部閉鎖に該るとする控訴人の主張は失当である)。

ところで、企業における労働者の配置転換については、その雇用契約において配置場所が明定されている場合には、使用者は当該労働者の同意なくしてこれを配転し得ない(逆にいえば労働者は右配転命令に応ずる法的な義務を有しない)のを本則とするものと解すべきであり、従つて特段の事情があれば格別、然らざる限り、使用者が右の如き配転命令を発し、これに従わない労働者をそのゆえをもつて予告解雇に付するが如きは、通常、解雇権の濫用として無効たることを免れないものと

いうべきである。

六、これに対し控訴人は、本件解雇予告の意思表示をなすについては、パリ移籍が 控訴人にとつて必要やむを得ないものであり、被控訴人らの拒否は合理性に乏しい うえ、被控訴人らは控訴人との交渉において不誠実であつた等の諸要因が作用して いると陳述するところ、右は、前記配置場所の合意ある労働者に対しなお配置転換 を命じ得る特段の事情の主張をなすものと善解し得るから、以上この点について順 次判断を加える。

まず、控訴人のいうパリ移籍が客観的にみて真に必要止むを得ないものか否かの点を考えてみるに、前叙第二項に判示の事実関係からすると、控訴人が被控訴人らを雇用した時期以後の各種情勢の変化、SNPNCとの関係、同一労働同一賃金の原則、運航管理の効率化等の諸点からみて、控訴人がパリ移籍の方針を採るに至ったことについては、その心理はこれを理解し得なくはない。

要するに本件については、外国ベースの全スチュワーデスをパリに移籍せしめなければ、控訴人の運航及び労務管理等その業務の遂行に重大な支障を生ずるとの点について、説明不充分というの外なく、これに、成立に争のない乙第六号証により認められる「BOAC、ノースウエスト(但し一部はシアトルベース)、スカンジナビア航空及びアリタリヤイタリヤ航空等の諸航空会社が現在も外国人スチュワーデスにつき外国ベース制を採つている」事実を勘案すると、本件パリ移籍は、被控訴人らの権益を一方的に排除するに値する客観的正当性を欠くものといわざるを得ない。

七、次に、被控訴人らの拒否の点をみるに、前叙第三項に判示したところによれば、控訴人の提示するパリ移籍後の勤務及び労働条件は一見むしろ外国人スチュワーデスにとつて有利なようにもみえる。しかし勤務に関しては、居をパリに移してパリ中心のローテーションに入ること自体に後記のような問題があり、又労働条件については、結局SNPNCの協約下に入ることによるその向上に帰着するところ、前叙第六項で判示したとおり、本来労働条件の向上は右SNPNCへの加入によつてのみ実現されるべきものではないから、それはパリ移籍に特有の利点と称する訳にはいかない。

しかも眼を転じて被控訴人らの事情をみるに、原審における被控訴人本人nの供述により成立を認め得る甲第一三号証の一ないし三六によると、被控訴人らは二〇ないし三〇才代のおおむね独身の日本人女性であり、本件パリ移籍に応ずることと

なると、東京ベースの契約で就職したにもかかわらず当然パリに住居を移さざるを得ず、その結果、日本国民としての公民権の行使に著しい制約を受け、生活の本拠が言語、習俗の異る地に在ることとなり、そのうえ結婚問題等にも影響のあることが明らかであり、又日本人労組を離れてフランス人主体の労働組合(SNPNC)に加入する点に一抹の不安を抱くのも無理からぬことであると認められる。

勿論被控訴人らは進んで国際航空を業とする外国会社に身を投じた者であるから、それに伴う特殊な勤務状態や労働条件等の生ずることは覚悟し、これに耐え順応すべき厳しさを要求される筋合ではあるが、しかし上記の如く本件パリ移籍は、単なる勤務状態ないし労働条件の変更ではなく、人の生活の本拠地を外国に移すという、人間にとつて公私、物心ともに根本的な事柄を中心とするものである以上、東京ベースで契約した被控訴人らが右移籍を拒否したからといつて、これをもつて合理性を欠くものとすることはできない。

八、更に、被控訴人らと控訴人との交渉経過につき考えるに、前叙第四項判示の事実関係によれば、被控訴人らを含む日本人労組の側に控訴人指摘のような不誠実な点はこれを見出し難く、むしろ控訴人側にパリ移籍の実現を期するの余り、日本人労組との話合いの姿勢に欠けるものがあり、しかも元来被控訴人らには右移籍にずる法的義務がなく、又右第四項(三)判示の如き特別条項があるにもかかわらず(尤も被控訴人らは右条項をもつて単なる協議義務約款ではなく同意約款と同一視すべきものと主張するが、文理的にもそのようには解されない)、控訴人が被控訴人らの主張に対応する別途次善の策の提案する何ら為さないまま本件予告解雇に及んだことはいささか強引に過ぎるものというべく、パリ移籍問題の手続的側面ともいうべき右交渉経過の面においても、信義則上むしろ控訴人側に負因を見るものといわざるを得ない。

九、以上によると、控訴人が被控訴人らに対し、東京ベースの合意に反して為した本件配転命令(形式上は旧契約終了の通告と新契約締結の申込)につき、これを適法有効ならしめる特段の事情は遂にこれを認めることができないから、右配転命令の拒否をその実質的理由とする本件解雇予告の意思表示は、予告解雇権の濫用として許されないものといわなければならない。

一〇、本件弁論の全趣旨によれば、もし本件解雇予告の意思表示の効力をそのまま存置するときは、被控訴人らにおいてその生活上重大な影響を受けることが充分窺われるから、仮にその地位を定める必要性がある。

一一、如上の次第であるから、被控訴人らの申請は理由あるものとしてこれを認容すべく、右と同旨に帰する原判決は結局正当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、控訴費用の負担につき民事訴訟法九五条、八九条を適用して主文のとおり判決する。

(裁判官 古山宏 西岡悌次 小谷卓男)